

別紙

諮問（名農水第172号）

答

申

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

令和4年2月16日 審査請求人は、名護市情報公開条例（平成13年名護市条例第27号）第6条第1項の規定により、実施機関へ「キャンプ・シュワブ内での伐採及び伐採後の造林の届出書及び添付書類。ただし、2021年度分（図面等の添付図書を含む）」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和4年3月17日 実施機関は、名護市情報公開条例第9条第1項の規定に基づき「特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため。）また、個人の権利利益を害するおそれがあるため。」として公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和4年4月18日 審査請求人は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、本件処分を取り消し、全部を公開するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った本件請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、全部を公開するよう求めるというものである。

(2) 審査請求人が主張している内容は、次のように要約される。

ア 地域森林計画の対象となった民有林には公益的機能があることから、その開発・伐採については土地所有者事業者が自由にできるものではなく、知事・市長が内容を審査する。したがって、開発・伐採計画の内容については、市民にオープンにされるのが原則である。

イ 名護市長は伐採届のうち、「森林の所在場所」について、名護市所有の土地以外の所有者の土地については、地番を黒塗りにした。

ウ 地域森林計画に指定された森林の範囲を示す地域森林計画図は、森林法に基づき、県の森林管理課、林業事務所、農林水産振興センター等で誰でも自由に閲覧できる（名護市の担当課でも地域森林計画図を閲覧させているはずである）。

反論書添付資料は、沖縄県から入手した、今回の伐採届の対象となった箇所一帯の地域森林計画図である。緑色の部分が地域森林計画に指定された森林の範囲であるが、地番は全て表示されている。すなわち、伐採届の対象森林の地番は、不開示情報ではない。

また、土地登記簿、公図等はそもそも公開されており。伐採届で土地

の地番及びその位置が明らかになったとしても、当該土地所有者の権利利益が害されることはない。

エ 名護市長は、次の各図面を全て黒塗りとしたが、これらも名護市情報公開条例第7条第2号の不開示情報とはいえない。

(ア) 令和3年6月10日 民有林と工事場所との関係図

(イ) 令和3年8月11日 区域図(3枚)

(ウ) 令和3年8月31日 計画図(2枚)

(エ) 令和4年2月2日(沖防第515号) 区域図、全体計画平面図、面積算定図

(オ) 令和4年2月2日(沖防第523号) ボーリング計画図(9枚)

これらの図面は、それぞれ異なったものが多いが、名護市長は、それぞれの文書が何故、不開示情報となるのかを具体的に説明しなければならない。いずれにしろ、「特定の個人を識別することができるもの」には該当するはずはない。

オ 名護市長は、令和4年2月2日(沖防第515号)の文書6頁目の「伐採計画図」の図面は開示した。しかしこの図面は、凡例等から原本はカラーだと思われたので、請求人は名護市農業政策課に問い合わせたところ、担当者は、「名護市では、『名護市情報公開取扱要領』により。開示文書は白黒コピーとしている」ということであった。

請求人が抗議した結果、後ほど、カラーの原本を送付してきたが(A4で1枚、50円)、いったん決定された公文書一部公開決定通知書(名農水第1662号 令和4年3月17日)の変更手続きは行われていない。

カ 名護市は、開示にあたって、請求人に対してカラーでの提供を希望するかどうかの照会もせず、一方的に白黒コピーの文書を送ってきたものであり、市長弁明書の主張は事実と反する。

キ 原本がカラーである以上、公開請求に対して名護市はカラーの文書を開示する必要があることはいうまでもない。

ク 「名護市情報公開事務取扱要領」の「白黒」の部分は改正されなければならない。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している内容は、次のように要約される。

- (1) 本件公開請求に係る公文書には、駐留軍用地として提供されている個人所有の土地の地番及びその位置が記載されており、当該公文書を全部公開することは、他の情報と照会することにより土地所有者個人を特定することを可能とし、かつ、個人の財産に係る情報である当該土地の賃貸借契約の存否情報が明らかになることに繋がり、当該土地所有者の権利利益を害するおそれがあるため、名護市情報公開条例第7条第2号「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものとして、当該個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報に係る部分を除き一部公開決定とした。
- (2) 当該土地及びその所有者の情報については当該土地を賃貸借契約している相手方である国においても公表・公開等はしていない情報である。
- (3) 請求された公文書の公開(写しの提供)について、カラーでの提供要望がある場合を除き、公文書を白黒コピーにより提供している。

- (4) 審査請求人からカラーでの提供要望がなかったため、伐採計画に係る図面の原本を白黒コピーしたものを提供したにすぎず、原本を編集等したものでないことから当該文書を改ざんしたことにはならない。
- (5) 白黒コピー文書の提供後において、審査請求人からカラー文書を提供して欲しいとの要望があったため、審査請求人にカラー文書を提供している。

## 5 当審査会の判断

### (1) はじめに

実施機関は、審査請求人の本件請求について、条例第7条第2号の「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものとして、当該個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報を不開示とした。

そこで、実施機関が「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」を不開示としたことの是非について、以下検討する。

### (2) 条例第7条第2号について

条例第7条は、その各号において非公開情報を類型化し、第2号は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同号の規定する「個人に関する情報」の意義について、最高裁平成15年11月21日判決によれば、「「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として「個人に関する情報」に当たると解する。」とされている。

とすれば、審査請求人の求める「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」が開示されれば、登記簿等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となることは明らかで、個人に関する情報である。

したがって、「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」は条例第7条第2号に該当し非公開情報である。

### (3) 条例第7条第2号但書について

前記のとおり、条例第7条第2号に該当すれば非公開情報となるが、同号但書はその例外を認め、但書に該当する場合には公開するよう求めている。

条例第7条第2号但書にはア乃至オの5つの例外規定があるところ、本件は沖縄防衛局が法の規定に基づいて届出を行うに際して実施機関が取得した情報であることから、条例第7条第2号但書のウに該当するか否かを検討する。

条例第7条第2号但書のウは、「法令又は条例による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることが必要と認められるもの」と規定している。

そこで、「公にすることが必要と認められるもの」の意義について検討するに、本来、個人情報として非公開情報であるにもかかわらず、これの公開を規定しているのであるから、「公にすることが必要と認められるもの」とは、市

民の生命、健康、生活又は財産を保障し、公共の安全を確保するために、当該非公開情報を公開することが必要と認められるものと解するのが相当である。

本件についてみると、前記非公開情報である「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」は、未だ公開されていない情報である。ところが、このような現況においてもなお、市民の生命、健康、生活又は財産が脅かされているという状況や公共の安全を確保し得ないという状況の存在を認定することはできない。それゆえ、前記非公開情報は、市民の生命、健康、生活又は財産を保障し、公共の安全を確保するために、公開することが必要と認められる情報ということとはできない。

よって、前記非公開情報は、条例第7条第2号但書ウの「公にすることが必要と認められるもの」に該当しない。

なお、森林の立木の伐採箇所については「位置図」において場所の特定がなされており、「位置図」については公開されているのであるから、さらに「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」まで公開する必要があるともいえない。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

① 審査請求人は、地域森林計画に指定された森林の範囲を示す地域森林計画図は森林法に基づき県の森林管理課、林業事務所、農林水産振興センター等で誰でも自由に閲覧できることから、伐採届の対象森林の地番は不開示情報ではないとしている。

しかし、森林計画図自体の「(注意事項)」には、「この資料には、森林計画樹立の基礎資料として間接調査法により作成したもので実測・現況確認等は行っていないため、訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適當です。また、土地に関する諸権利、保安林等の土地利用規制区域などを証明するものではありません。森林の所在については、最新情報と一致していない場合もあるため、森林管理課、林業事務所及び農林水産振興センターに確認しなければなりません。」と記載されている。

このことからすれば、森林計画図の存在をもってして、「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」が不開示情報ではないということとはできない。

② また、審査請求人は、土地登記簿、公図等はそもそも公開されており、伐採届で土地の地番及びその位置が明らかになったとしても、当該土地所有者の権利利益が害されることはないとも主張している。

しかし、公図には地形が表示されていないことからすれば、公図から個人所有土地の位置を特定することは困難である。

したがって、土地登記簿や公図が公開されているとしても、そのことから「個人所有の土地の地番及びその位置に関する情報」を公開すべきということにはならない。

③ さらに、審査請求人は「名護市情報公開取扱要領」の内容についても指摘し、その改正の必要性についても主張しているが、これらは本件請求に関するものではなく、したがって当審査会が判断すべきものではない。

#### (5) 結論

以上のことから、上記1のとおり判断する。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年4月20日	審査請求書受付
令和4年8月15日	諮問書受付
令和4年9月27日	第1回審査会
令和4年10月27日	第2回審査会
令和4年11月29日	第3回審査会

7 名護市情報公開・個人情報保護審査会名簿

職 名	氏 名
会 長	島 田 考 人
副会長	島 袋 達 志
委 員	儀 保 唯